新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

（発行の目的）

第１条　新潟青陵学会会員がそれぞれの専門分野において学術的にさらに発展する基盤を獲得できるよう、「新潟青陵学会会則」第2条（目的）に則り、会員相互の指導･支援により会員が執筆する論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

（投稿条件）

第２条 学会誌への投稿者は、正会員に限る。ただし、学会役員会が承認する場合には、正会員以外の投稿資格を認めることがある。

第３条　同一の号における投稿は、1人1編を原則とする。ただし、共著者として名を連ねる原稿については、この限りでない。

２　他誌に発表された原稿（投稿中および印刷中も含む）の投稿は認めない。

（発行の体裁）

第４条　発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

（原稿の種類および内容）

第５条　原稿の種類は、総説、原著、研究報告、資料および実践報告とし、それぞれの定義は、次の各号のとおりとする。

一、総説（Review Articles）　特定のテーマに関する国内または国内外の先行研究（他者のデータ）を網羅的に収集・分析・統合し、当該領域の動向や課題、今後の方向性を体系的に論じたもの

二、原著（Original Articles）　独自の仮説に基づき、新規性・独創性のある理論や事実、客観的な実証データを提示する主たる論文

三、研究報告（Reports）　原著論文ほどの大規模な実証や理論展開には至らないものの、特定の調査や実験から得られた新しい事実・知見について、速報性を重視してまとめたもの

四、資料（Documents）　論文としての高度な考察や普遍的な理論化には至らないが、本領域の研究発展に資する貴重な基礎データ、統計、基礎的調査結果などを整理・記録したもの

五、実践報告（Practice Reports）　教育、臨床、業務、地域活動などの現場における「具体的な試み（アクション）」とその結果、およびそこから得られた課題を記述したもの

２　新潟青陵学会誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

（投稿手続）

第６条　原稿は、次の各号により構成する。

一、和文要旨（資料、実践報告をのぞく）・キーワード

二、英文要旨（資料、実践報告をのぞく）・キーワード

三、本文（タイトル、文献、注、付記を含む）

四、図、表および写真

２　前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

３　研究等の実施にあたりいずれかの倫理審査委員会で審査を受けたかどうかを､カバーシートに記載し、該当する場合は承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。倫理的配慮は本文の「方法」

の項に記載する。

4　投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を編集委員会において定める提出先に電磁的方法により提出する。

一、カバーシート(様式1)　1部

二、原稿　1部

三、投稿論文チェックリスト（様式2）1部

四、誓約書および著作権譲渡同意書（様式3）1部

5　総説、原著、研究報告、資料には、投稿者の氏名を記載しない。

6　投稿者は、和文要旨、英文要旨、本文、図表をそれぞれのファイルに分けて提出する。

7　第5条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

8　投稿の提出期限は、2ヵ月に1度設けるものとする。

（編集手続）

第７条　編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

一、前条第4項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局の定めた提出先に提出された日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。

二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第6条第3項および4項を遵守しているかどうか確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。

三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し、総説、原著、研究報告および資料については、査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

四、実践報告については、査読を査読者2名によるオープンレビュー制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

五､編集委員会は､受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。なお、修正期間と査読期間については、編集委員会の定めるところによるものとする。

六、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等の電磁的データを遅滞なく提出しなければならない。

七、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

（原稿の執筆）

第８条　原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

一、原稿は、和文または英文により、Microsoft Wordを用いて作成する。

二、本文の原稿（図、表および写真を除く。）の形式は、すべてA4版の用紙に、MS明朝フォント、10ポイント横書きで作成するものとする。句読点は「、」「。」を用い、英数字は半角とする。

三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。文献、注、付記の書式もこれに準ずる。

四、総説、原著、研究報告、実践報告においては、原稿の本文、図、表および写真の合計を18720文字以内（A4版用紙13枚以内）とする。資料においては、原稿の本文、図、表および写真の合計を12000文字程度（A4版用紙8～9枚以内）とする。

五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。

六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う（全角英数字。「　」は全角スペースを、「□」は文字

を示す）。

Ⅰ　□□□□□（章）

（１行アキ）

１．□□□□□（節）

１）□□□□□（項）

（１）□□□□□

①　□□□□□

七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

八、図および写真は、編集可能な明瞭かつ鮮明な電磁的データとする。モノクロ・カラーの別は問わない。投稿完了（受付）後の変更には応じない。

九、文献の記載は、原則「バンクーバー方式」に準じ、本文中に文献が引用された順に番号をつけ、その順に引用文献を記載する。本文中に2ヶ所以上で同じ文献を引用した場合は，最初につけた番号をそのまま後に引用した所につける。

①　文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『，他』とする。英文の場合は、『，et al』とする。記載方法は以下の例に従う。

②　文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に[1)]，[1-5)]，[1,3-5)]のように、片括弧を付した算用数字を記入する。連続する番号は「-」でつなぎ、連続しない複数の番号は「,」でつなぐ（記号はいずれも半角）。

③　雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。

④　文献の表記は、原則として次の様式に従う。英数字、記号およびスペースは全て半角とする。

［雑誌論文］　著者名.␣論文名.␣雑誌名.␣西暦年;␣巻(号):␣頁-頁.（␣は半角スペースを表す）

1）緒方泰子，永野みどり，福田敬，橋本廸生．病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連．日本公衆衛生雑誌．2011；58(6)：409-419.

2）Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

［単行書］　著者名.␣書名.␣編者名.␣該当頁.␣発行所所在地:␣発行所名;␣西暦年.（␣は半角スペースを表す）

3）秋山智久．社会福祉専門職の研究．103．京都:ミネルヴァ書房；2007.

4）Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

［訳書］　原著者名.␣訳者名.␣書名.␣該当頁.␣発行所所在地:␣発行所名;␣西暦年.（␣は半角スペースを表す）

6）Oleckno WA.　柳川洋，萱場一生．しっかり学ぶ基礎からの疫学：basic learning and　training. 135．東京：南山堂；2004.

［ウェブページ］　著者名.␣ページ名.␣<URL>.␣閲覧西暦年月日.（␣は半角スペースを表す）

6）厚生労働省．平成 24 年度　特定健康診査・特定保健指導の実施状況．<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03_h24.html>．2014 年 8 月 31 日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1)，注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。

② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。

② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。

③共著論文の場合、各著者の貢献（執筆分担箇所または役割分担）を明記することが望ましい。

十二、本誌では総説、原著、研究報告および資料については、ダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測されにくいように配慮する。

② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。

③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

① 論文の表題（和文および英文）

② 欄外見出し（和文および英文）

③ 著者名（和文およびローマ字）

④ 所属機関名

⑤ キーワード（和文および英文で５語以内）

⑥ 図、表および写真それぞれの枚数

⑦ 希望する原稿の種類

⑧ 実費負担による抜刷希望部数

⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス

⑩ 英文校閲を証明するサイン

⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190 words）。

（著者校正）

第９条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第10条 抜刷を希望する場合は、印刷部数に関係なく、すべて実費を著者負担とする。体裁や色彩（モノクロ・カラー）等の変更は認めない。

（著作権等）

第11条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に帰属する。

２　前項の著作権とは以下を指す。

一、コピーを作ることに関する権利として、「複製権」

二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」

三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」

四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の創作権」、「二次的著作物の利用権」は含まない。

（規程の改正）

第12条　この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附　　則

この規程は、平成20年12月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附　　則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附　　則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附　　則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附　　則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附　　則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。

附　　則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附　　則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附　　則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附　　則

この規程は、2019年11月3日から施行する。

附　　則

この規程は、2021年2月8日から施行する。

附　　則

この規程は、2022年10月20日から施行する。

附　　則

この規程は、2024年2月16日から施行する。

附　　則

この規程は、2025年2月20日から施行する。

附　　則

この規程は、2025年9月29日から施行する。

附　　則

この規程は、2026年7月29日から施行する。

附　　則

この規程は、2026年11月1日から施行する。